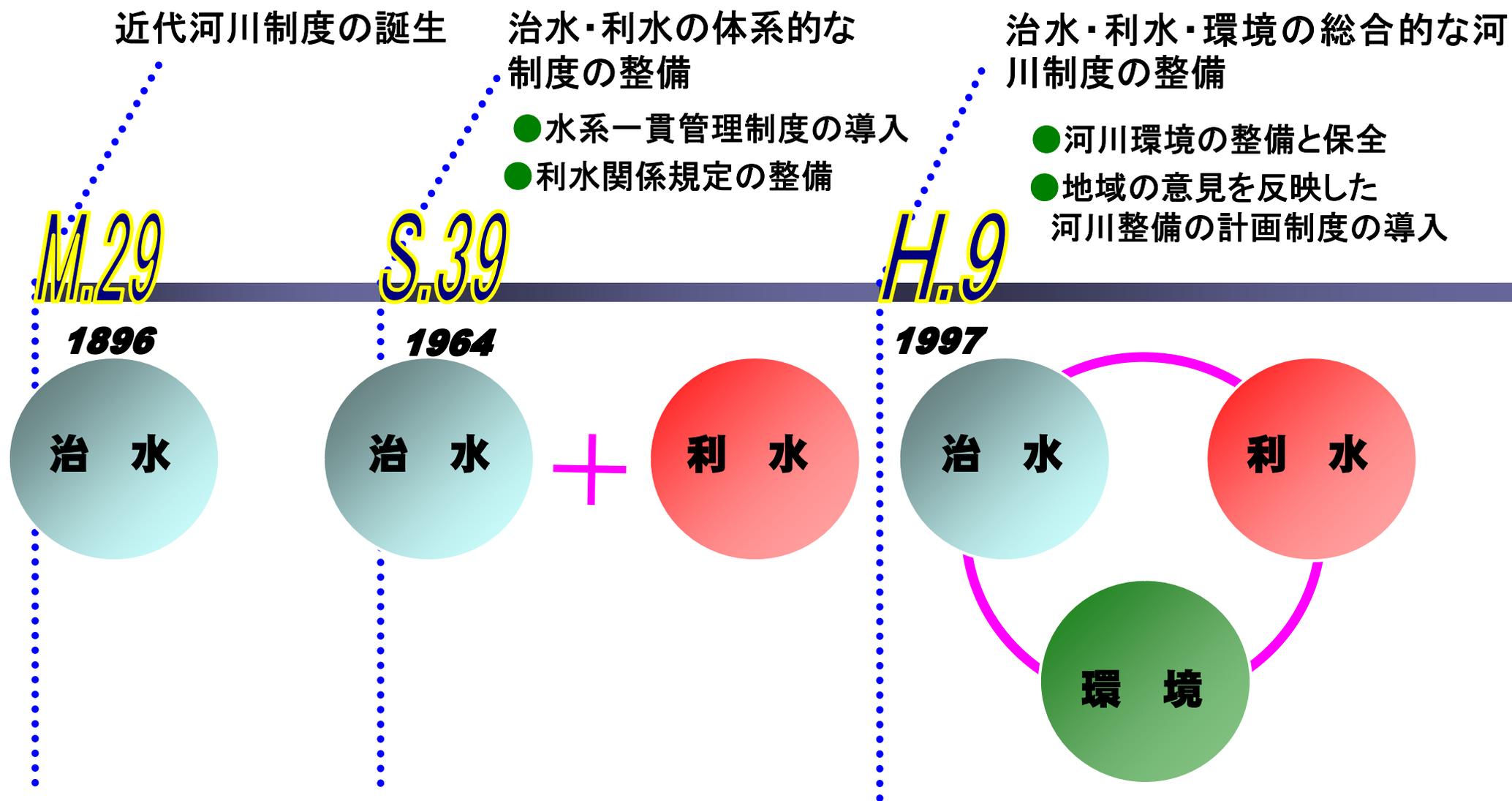


湧別川水系河川整備基本方針と 河川整備計画について



河川法施行令(抜粋)

(河川整備基本方針に定める事項)

第10条の2 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水(洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。)並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

(河川整備計画に定める事項)

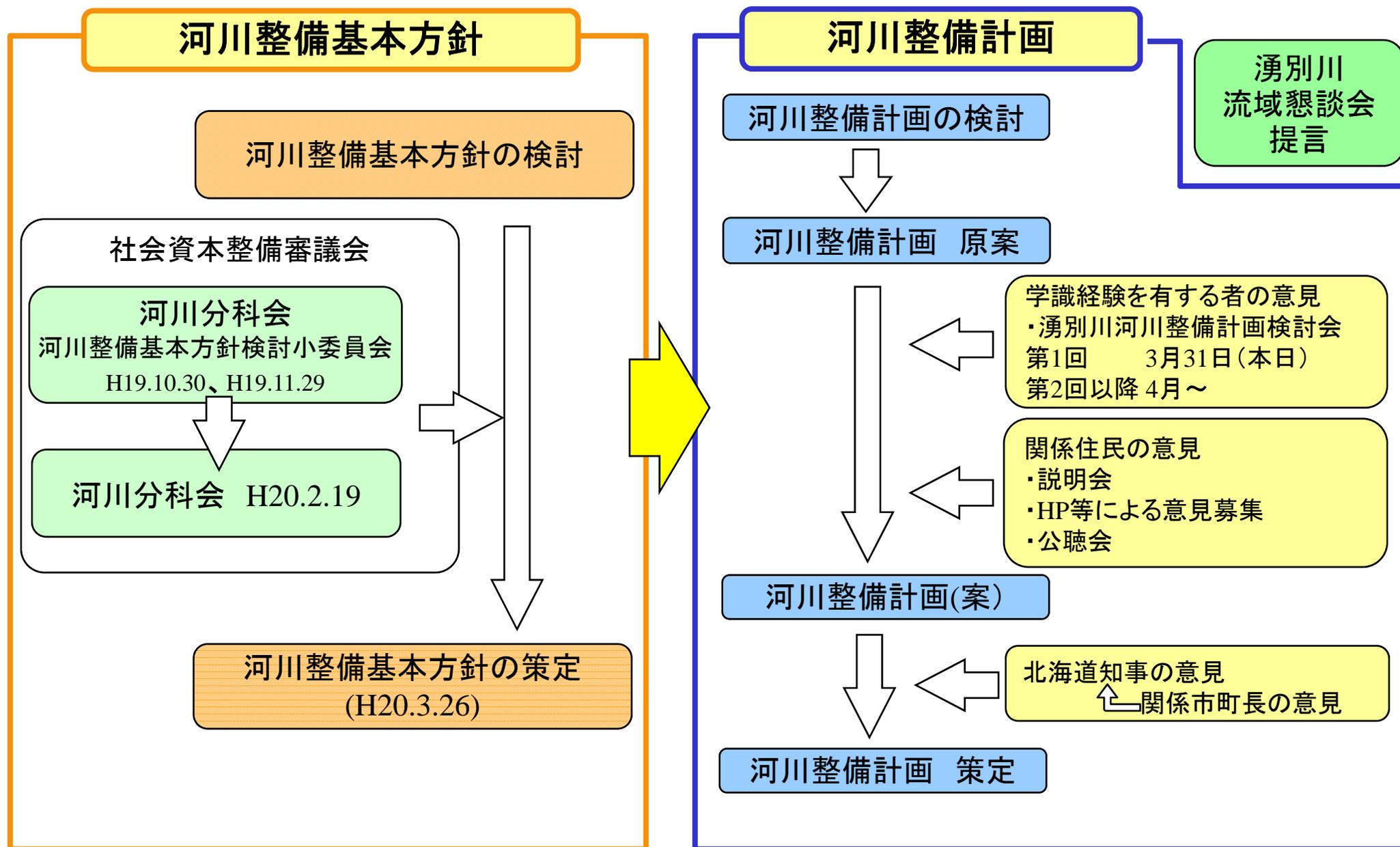
第10条の3 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川法第16条の2(抜粋)

(河川整備計画)

3. 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
4. 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
5. 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。



湧別川流域懇談会の開催

■目的

今後の湧別川の河川整備や環境管理を行う上で配慮すべき点について、様々な視点から流域の現状と将来像を考慮した提言を行う

■懇談会委員

環境、河川工学、農学分野等の学識経験者、市民団体、流域内町村長をはじめとする地域の方々の合計17名

■開催日程・内容

回	開催日時	出席者	議題
第1回	平成12年6月14日	17名	・湧別川に対する思い
第2回	平成12年9月12日	14名	・湧別川に対する意見と課題 ・河川の環境について ・現地視察
第3回	平成13年2月26日	16名	・懇談会の提言



第1回懇談会



第2回懇談会(現地視察)



第3回懇談会

本懇談会は、湧別川の整備の現状と将来像を考慮し、湧別川に係る河川整備及び河川空間・水環境の整備保全について下記のとおり提言する。

記

1. 湧別川において洪水に対する安全が確保されていない箇所では、改修工事を行い、安全性の向上を図る。なお、改修工事の実施に際しては河川の自然環境及び利用実態に十分配慮する。
また、流域対策として森林の保全及び流出抑制をはじめとする総合的な治水対策が必要。
2. 鳥類・魚類等の生息環境として重要である河畔林は、極力保全・創造につとめること。また、洪水時の流木については検討が必要。
3. 湧別川の貴重な水の環境を保全・回復するため、汚濁発生源対策等を推進すると共に、水量・水質について地域と一体となって取り組むことが必要。
4. 人々の関心を湧別川に向け、ゴミ投棄問題や河川利用者のマナー向上を図ることが必要。そのため、川に関する教育活動の充実や「川の道構想」等、地域と連携した施策が必要。

以 上